



かようにして、被告人の身柄確保の要請と、保釈保証金の没取について告知・弁解等の機会を与えたり、あるいは事実取調べをしたうえで慎重に判断したいという裁判体の要請を充足するために、保釈取消決定と保釈保証金の没取決定とを別の機会にすることの可否、及びそれがいつまで可能であるかが問題となる。

〈要旨〉そこで、検討するに、(1) 刑訴法九六条二項は、保釈取消事由があれば保釈を取り消すだけでなく保釈保<要旨>証金の没取もすることができることを定めており、刑訴規則九一条一項二号は、単に没取決定がない場合の保釈保証金の還付事由を定めたものであつて、いずれも没取決定をする期限まで規定しているものとはいえず、現行法上保釈取消と別の機会に保釈保証金を没取することや、収監後に没取することを禁じている趣旨が明確にあらわれている規定は見あたらない。

(2) 保釈保証金の没取には、保釈条件に違反して取消事由に該当する行為をしたことに対する制裁の意味もあるところ、保釈取消事由を発生させてしまつた以上はそれにより没取の要件は充足され、その後被告人が収監されたからといつて、右没取の要件や制裁を科する必要性が消滅するということはないのであるから、収監とこの事実の発生は没取の可否になんら影響を及ぼすものではなく、収監後は絶対に没取することができないとすることには合理性を見いだすことはできない。(3)

刑訴規則九一条は、昭和二六年最高裁判所規則一五号により現行規則のように改正されたのであるが、同条一項二号の規定は、最高裁判所第一小法廷昭和二五年三月三〇日決定(刑集四巻三三四七頁)が、刑訴法九六条三項の規定上、「保釈中の被告人に対し禁こ以上の刑に処する判決の宣告があつた場合でも、被告人が収監され又は該判決確定後執行のため呼出を受け出頭した後になければ、保釈保証金を返還する必要はない」としたことを契機として、保釈が取り消され又は効力を失う場合の保釈保証金還付請求権の発生を被告人の収監にかからしめることが相当であるとして改正された経緯があり(最高裁判所刑事裁判資料六三三五六頁)、右最高裁判所決定は判決確定後に収監された場合の保釈保証金の還付に関するものであつたこととに照らし、刑訴規則九一条一項二号は刑訴法三四三条の場合のみならず、同法九六条三項の場合の収監についても適用されることが予定されているものと解される。ところで、右最高裁判所決定及び最高裁判所第一小法廷昭和五六年九月二二日決定(刑集三五巻六号六七五頁)の事案は、いずれも実刑判決が確定し収監された後の保釈保証金の没取が可能なることを前提としたものであり、東京高等裁判所昭和四八年一月八日決定(刑裁月報五巻一〇号一三八二頁)、大阪高裁昭和五一年一月二八日決定(高刑集二九巻一号二四頁)は、いずれもこれを肯認すべきことを明らかにしている。そして、刑訴規則九一条一項二号中「保釈が取り消された」場合と、「保釈が効力を失つた」場合とで、収監後の保釈保証金の没取の可否を区別すべき合理的理由はみあたらない。(4) 前回規則は被告人が収監されたことにより保釈保証金の還付請求権が発生することを規定しているけれども、それが無条件かつ確定的に発生することまで規定したとは必ずしも解されず、前記の諸点を考慮に入れれば、同規定は、保釈保証金が還付されるまでは没取が可能であり、没取の裁判があれば、その限度で還付請求権は消滅し、残余の没取されなかつた保釈保証金を還付することを予定しているものと解することができる。そして、保釈保証金の還付請求権は被告人の収監と同時に発生するから、保釈保証金の納付者はその時以後還付請求権を行使してその返還を求め得ることになり、他方右請求を受けた裁判所としては速やかに没取するかどうかを調査検討したうえ、没取しなかつた保釈保証金を還付することになるのであつて、そのため若干の時間を要すること、そして、没取の裁判があれば保釈保証金の全部若しくは一部の還付を受けられないこともあり得るけれども、それは前記のような保釈保証金の性質上当然のことと考えられる。

(5) 被告人の収監後は保釈保証金の没取決定ができなくなるとすると、被告人の弁解を聞いたうえで没取決定をするという運用はできないうえ、保釈を取り消しておいたうえで、保釈保証金の没取についての事実取調べや保釈保証金納付者に告知・弁解・防禦の機会を与えたうえで没取決定をしよつても、右の手續中に被告人が収監されてしまえば保証金は没取できなくなつてしまふということになり、裁判所はいつ被告人が収監されるかわからないという不安定な状態で事実取調べ等を実施せざるを得ないことになる。これを避けよつてすれば、保釈取消と同時に一応保釈金を全部没取しておいたうえで、抗告による再度の考案の規定(刑訴法四二三条二項)により更正決定をするという変則的運用をせざるを得ない。以上の理由により、保釈保証金の没取決定は、保釈取消決定と必ずしも同時にしなければならぬものではなく、別の機会にすることができるとともに、それは被告人の収監の前後を問わないのであつて、保釈を許可された者が保釈を取り消され収監された後

においても刑訴法九六条二項により保釈保証金の没取をすることができる」と解するのが相当である。

そうすると、原裁判所が被告人の収監後に本件没取決定を行なっているというこのみによつて、原決定に訴訟手続上の違法があるとはいえない。

二、そこで、所論につき記録を調査して検討するに、刑訴法が「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を勾留理由・保釈取消事由とし、被告人が罪証を隠滅する趣旨は、被告人の身体を拘束し、共犯者や参考人から隔離することして不当な影響を及ぼしたりすることを防止し、もつて事案の真相究明のため障害を除去しよとあるから、保釈された被告人が防禦権の行使として自己に有利な証拠を収集しよとする権利も、右と抵触しない限度で行使すべきものである。本件において、被告人は原審公判の当初は公訴事実を争わず、保釈された後の第六回公判で簿外経費の支出、いわゆる裏金の支出を主張して所得額を争うに至つたが、裏金の支出が、取引の当事者・仲介者・立会人等の関係者の供述と当事者間で取り交わされた領収書などの書証が重要なものとなること、裏金の支出はごく限られた関係者間で秘密裡になるものであること、裏金の支出は国税局の査察や捜査段階で主張された領収書であること、原審第六回公判で被告人が裏金支出の事実を主張し、その裏付け証拠として突如提出されたものであること、裏金授受の当時作成されたものかどうかなど右領収書等に対する証拠評価についてはより慎重な吟味を要する状況にある。しかるところ、被告人は、保釈後、(1) Bに對し、昭和六〇年一月末ごろから再三にわたり、「あんた個人に金を払つた領収書があるから、この金を受け取つたことにしてもらいたい」「裏金を払つたのを受け取つたことにしてもらいたい」「一切あんたに迷惑をかけないから、なんとしても受け取つたことにして下さい」などと執拗に頼み込み、同人が検察庁へ出頭する前日に同人に電話し、領収書が三通あるとして、その作成日付・金額を告げ、「検察庁へ行つたらそのように話してくれ」などと懇請し、(2) Cに對し、同六一年二月二日付がはつきりしないので領収書を書き直して貰いたい旨依頼し、同五七年三月二日付で三五〇万円を受領した旨の領収書を作成させてこれを受領し、(3) 株式会社D代表取締役Eに對し、同六〇年暮れ又は同六一年一月初旬ころ、裏金を支払つたこととして貰いたい旨を依頼したが、これら被告人の行為は、いずれも罪証を隠滅すると疑うに足りる行為に該当するものといわざるを得ない。現に、右Cは原裁判所同年五月一〇日の事実取調べの冒頭で、右領収書は作成日付のとおり同五七年三月一二日に作成して被告会社に渡したものであり、被告会社に売つた土地の代金の裏金分として三五〇万円を實際に貰つたと供述したが、同人の検察官に對する同六一年四月七日付供述調書とのくい違いを追及されるや、検察庁で話したことが本當のことであり、それをその通り裁判所で話すと被告人に迷惑をかけると思つて、嘘を言つてしまつたと供述するところ、右供述調書においては、「今年の二月ころF社長から頼まれ実際には私が三五〇万円の現金を昭和五七年の三月にFから受領したことがないのに、そのような事実があつたという形にするためあの領収書を作つたことがある」として、提示された三五〇万円の領収書は、「本年二月ころFが来て書いてくれといつたので書いてやつたものであり、私が昭和五七年三月にAから三五〇万円を受領した事実も、その領収書を書いたわけでもない」と供述し、また原審第九回公判廷では証人として、今年になってから前の領収書の日付がはつきりしていないので書き直してくれと頼まれたので、前の領収書を見て書き直した、古いつ方の領収書はどうしたか覚えていないと述べ、一方、三五〇万円の裏金授受については弁護人から聞かれば肯定し、検察官から聞かれば否定するといつた矛盾した供述態度をとつているところ、右のようなCの混乱した供述に照らし被告人が保釈後Cに對し領収書の書き替えを依頼するなどの働きかけをしたことによる影響を否定し難い。さらに取引先のGは、同六一年四月四日ころ、被告会社の社員Hから「検察庁に呼ばれたら昭和五六年の契約で三〇〇万円の裏金を貰つたことにしてくれ」「あんたの領収書があるのだから」といわれ、記憶になかつたが、証拠物件があるというのだから、自分の記憶がどうであれ、なにをいつてもはじまらないという気がしたので検察庁に出頭した際には具体的記憶が全くないまま三〇〇万円貰つたのかなあなどといつたというのであり、取引先のIは、同月三日ころ、取引の仲介をしたJから、同五九年の春ころ裏金として二八八万円を被告会社から貰つた

ことにしてくれ、税金がかかってくるからと依頼され、右のような事実はなかったが、検察官から取調べを受けた当初右依頼の通り裏金を受取つたと嘘の供述をしたというのであつて、H・Jらが全く独自の判断で取引先と右のような交渉を持つたとはにわかに信じ難く、被告人の関与のもとに行われたのではないかとの疑いが残るのである。被告人は、裏金支払は真実であり、真実を供述してくれるよう依頼したにすぎないと弁解するけれども、取引の相手方の中には裏金の授受を明確に否定する者、あいまいな供述をする者、明確な記憶をもたない者、金額や授受日時について被告人の主張とことなる供述をする者など区区であり、被告人自身としては真実であると思つていたにしても、このような者らに対し自己の主張するところに添うような供述をしてくれるよう依頼したり、旧日付のまま領収書を書き替えるよう依頼する行為は、罪証隠滅すると疑うに足りる行為に該当するといわねばならない。そして、その後検察官が被告人主張の裏金支払の一部を認容して訴因変更を行ない、また弁護人が右Iに対する裏金支払の主張を撤回した事実があるからといつて、右の被告人の各行為が罪証を隠滅すると疑うに足りる行為と認定されることになんらの消長を及ぼすものではない。

したがつて、原裁判所が被告人に弁解の機会を与えたうえで保釈保証金の半額二〇〇〇万円を没取したことは相当であり、その裁量権の行使を誤つたものとは認められない。

よつて、刑訴法四二六条一項により、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 朝岡智幸 裁判官 小田健司)